

大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達

(平成9年10月1日 達第6号)

改正 平成23年11月29日達第4号、平成27年6月1日達第5号

(目的)

第1条 この達は、大阪湾広域臨海環境整備センター会計規程（昭和57年規程第6号。以下「会計規程」という。）第50条の規定により行う有資格者（会計規程第51条の規定により理事長が定めた指名競争入札の参加資格を有する者。以下同じ。）に対する指名を適切にし、厳正かつ公正な契約事務の執行を期するため、有資格者の指名停止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 理事長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）の一に該当するときは、契約審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止を行ったときは、請負又は買入等に係る契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 理事長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 理事長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 理事長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の合計をもって指名停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

2 指名停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該指名停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている指名停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止の期間は3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。

- 3 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍）の期間とする。
- (1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1項又は第2項及び第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項又は第2項及び第3項の措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 4 理事長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、審査会の議を経て、指名停止の期間を当該短期の2分の1（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1）まで短縮することができる。
- 5 有資格者について、別表第2第2項の措置要件に係る停止措置に該当することとなった場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置期間を2分の1とする。
- 6 理事長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、審査会の議を経て、指名停止の期間を当該長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍）まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 7 理事長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各項及び前各項に定める期間の2分の1又は2倍の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 8 理事長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、審議会の議を経て、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の通知）

第5条 理事長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し通知するものとする。

ただし、通知をする必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 理事長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 理事長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第8条 この達に定めのない事項又はこの達により難い場合は、理事長は、審査会の議を経て措置を決定する。

附 則

- 1 この達は、平成9年10月1日から実施する。
- 2 指名回避基準に関する達（平成4年8月1日達第4号）は、廃止する。ただし、指名回避の措置要件に該当する事由が平成9年9月30日以前に生じたもので、平成9年10月1日以降に認定したものについては、大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達に基づき措置を行うものとする。
- 3 指名回避基準に関する達（平成4年8月1日達第4号）に基づく指名回避措置期間が平成9年10月1日以降に及ぶものについては、同日以降の指名回避措置期間を、大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達による指名停止の期間とみなす。

附 則（平成23年達第4号）

- 1 この達は、平成23年12月1日から実施する。
- 2 改正前の大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達に基づく指名停止の措置期間が平成23年12月1日以降に及ぶものについては、同日以降の指名停止の措置を、改正後の大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達による指名停止の措置とみなす。

附 則（平成27年達第5号）

- 1 この達は、平成27年6月1日から実施する。
- 2 改正前の大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達に基づく指名停止の措置期間が平成27年6月1日以降に及ぶものについては、同日以降の指名停止の措置を、改正後の大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達による指名停止の措置とみなす。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載 本センターの契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6月</p>
<p>2 粗雑な契約の履行 (1) 本センターの契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき。 (瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 3月</p>
<p>(2) 2府4県（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。）内における契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、重大な過失により粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>2月</p>
<p>3 契約違反 本センターの契約の履行に当たり、前項に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む）後契約を締結しなかったとき（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）</p>	<p>6月</p>
<p>(2) 正当な理由がなく、契約を締結後契約を履行せず解除がなされたとき</p>	<p>12月</p>
<p>(3) 履行期限を遅延したとき イ 60日以上 ロ 30日以上60日未満 ハ 30日未満</p>	<p>3月 2月 1月</p>
<p>(4) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき。 イ 公害及び危険防止対策が不良のとき。 ロ 工程管理、資材管理又は労務管理等が不良のとき。 ハ その他本センター監督職員又は検査職員の指示に従わないとき。</p>	<p>3月 1月 1月</p>
<p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、本センター契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>3月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>4 公衆損害事故</p> <p>(1) 本センターの契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>イ 死亡者を生じさせたとき</p> <p>ロ 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき</p> <p>(2) 2府4県内における契約で、一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p>
<p>5 履行関係者事故</p> <p>(1) 本センターの契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>イ 死亡者を生じさせたとき</p> <p>ロ 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき</p> <p>(2) 2府4県内における契約で、一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は重傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>有資格者が、個人にあつては本人、法人にあつては代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など権限を有する者（以下これらを「役員等」という。）又は有資格者が使用する者のうち、役員等以外のすべての者（以下「使用人」という。）が、次の(1)又は(2)の者に対して行った贈賄（刑法（明治40年法律第45号）第198条）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1) 本センター役職員</p>	<p>24月</p>
<p>(2) 本センター以外公共機関の職員に対するもの</p>	<p>12月</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>役員等又は使用人が、次の各号の一に該当する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、本センターとの契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 本センターとの契約に係る業務</p>	
<p>イ 公正取引委員会から排除措置又は課徴金納付命令を受けた場合</p>	<p>12月</p>
<p>ロ 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合</p>	<p>24月</p>
<p>(2) 2府4県内における契約に係る業務</p>	
<p>イ 公正取引委員会から排除措置又は課徴金納付命令を受けた場合</p>	<p>6月</p>
<p>ロ 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合</p>	<p>12月</p>
<p>(3) 2府4県外における契約に係る業務</p>	
<p>イ 公正取引委員会から排除措置又は課徴金納付命令を受けた場合</p>	<p>3月</p>
<p>ロ 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合</p>	<p>6月</p>
<p>3 談合罪等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>役員等又は使用人が、次の各号の一に該当する業務に関し、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項）又は談合（同条第2項）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1) 本センターとの契約に係る業務</p>	<p>24月</p>
<p>(2) 2府4県内における契約に係る業務</p>	<p>12月</p>
<p>(3) 2府4県外における契約に係る業務</p>	<p>6月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>4 暴力団関係</p> <p>有資格者に関し、警察からの通報に基づき、暴力団員が経営に関与している等の事実が明らかになったとき。</p> <p>(1) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）しているとき。</p> <p>(2) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24 月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p> <p>24 月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p>
<p>5 建設業法違反行為</p> <p>役員等又は使用人が、次の各号の一に該当する業務に関し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本センターとの契約に係る業務</p> <p>イ 建設業法違反の容疑による逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき</p> <p>ロ 建設業法第 28 条及び第 29 条の規定による建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき</p> <p>ハ 建設業法第 28 条の規定による指示処分を受けたとき</p> <p>(2) 2 府 4 県内における契約に係る業務</p> <p>イ 建設業法違反の容疑による逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき</p> <p>ロ 建設業法第 28 条及び第 29 条の規定による建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき</p> <p>ハ 建設業法第 28 条の規定による指示処分を受けたとき</p> <p>(3) 2 府 4 県外における契約に係る業務</p> <p>イ 建設業法違反の容疑による逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき</p> <p>ロ 建設業法第 28 条及び第 29 条の規定による建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき</p> <p>ハ 建設業法第 28 条の規定による指示処分を受けたとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>1 月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>6 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本センターとの契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 役員等が、暴力行為等を行い、逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 有資格者が脱税行為により逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき。</p> <p>ハ イ又はロに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、本センターとの契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 有資格者が金融機関から取引停止となる等経営不振に陥ったと認められるとき。</p> <p>(2) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、契約の相手方として、不適當な事由があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24 月</p> <p>3 月</p> <p>1～12 月</p> <p>3 月</p> <p>当該認定をした日から 再建されたと認められるときまで</p> <p>審査会の議により決定する期間</p>

- 注 (1) 本基準で別表第2第4項第2号に規定する「相当の責任の地位にある者」とは、役員以外で支配人、営業所長又は支店長など権限を有する者のことをいう。
- (2) 本基準で「不正又は不誠実な行為」とは、例えば労働基準法等の業務関連法令に違反する行為をいう。